

# 仕 様 書

## 1 件 名

八重瀬 (R4) 20号建物足場リース

## 2 作業場所

沖縄県島尻郡八重瀬町富盛2608 陸上自衛隊八重瀬分屯地

## 3 作業概要

20号建物の東側に足場を設置、リース及び解体 1式

## 4 リース期間

- (1) 足場組立 : 契約日 ~ 令和5年2月24日まで  
(2) 足場リース期間 : 令和5年2月27日 ~ 令和5年3月28日 (30日間)  
(3) 足場解体 : 令和5年3月29日 ~ 令和5年3月31日

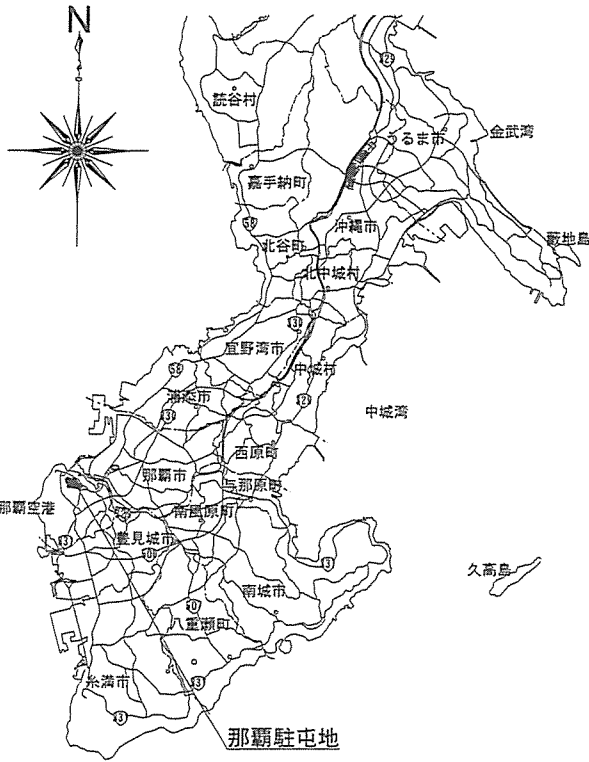
## 5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「八重瀬 (R4) 20号建物足場リース」に適用する。  
(2) 本作業は本仕様書に基づき実施するものとし、関係諸法規を遵守するものとする。  
(3) 作業時期及び実施工程等は、事前に監督官と調整を行うものとする。  
(4) 本作業の写真は着手前・作業中・完了後及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事完了後、隠蔽となる部分は、確実な写真管理をすること。また、作業完了後、A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。  
(5) 作業の際、他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において、速やか原形に復旧するものとする。  
(6) 本仕様書及び作業に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、実施するものとする。  
(7) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。  
(8) 本仕様書に記載無き事項についても、当然施工すべき事項は、受注者の負担で実施するものとする。  
(9) 受注者は毎日施工終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。  
(10) 受注者は、自衛隊敷地内への立ち入り及び敷地内での行動については、自衛隊関係者の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立ち入りを禁止する。

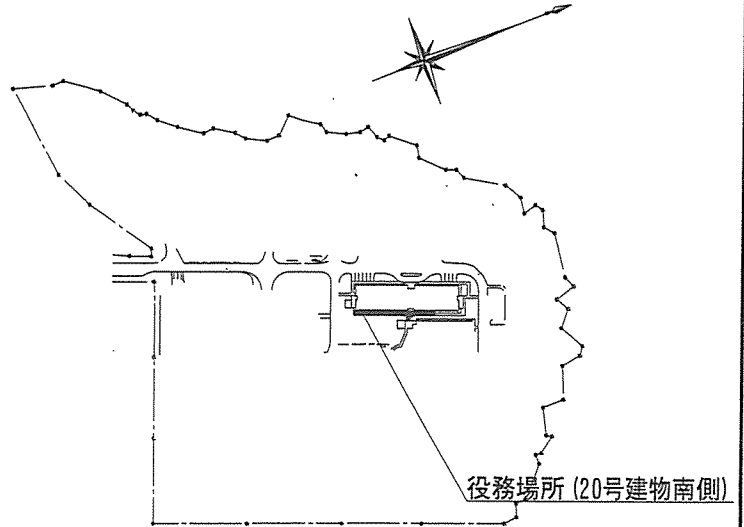
## 6 特記事項

- (1) 本足場は塗装作業で使用するものとする。  
(2) 足場は枠組本足場若しくはくさび緊結足場とし、枠幅は900mmを基準とする。  
(3) 昇降用には昇降階段を設置するほか、手すり・さん・外部養生ネット等の墜落防止設備を考慮したものとする。  
(4) 外柱間のスペースには、跳ね出し足場を設置するものとする。  
(5) 解体の際、壁つなぎの跡は見栄え良く補修するものとする。

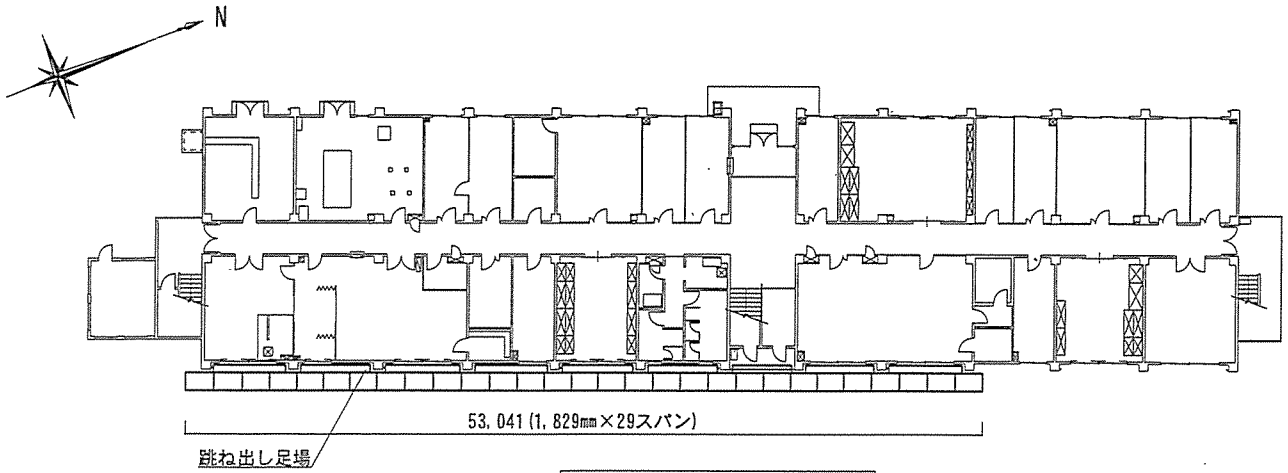
件 名	八重瀬 (R4) 20号建物足場リース	図面番号	2/3
図 名	仕 様 書	作成年月日	R5.2.1
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		



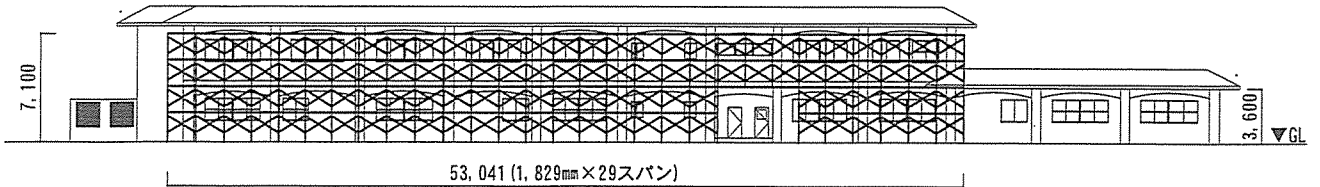
案内図 S=1/Non Scale



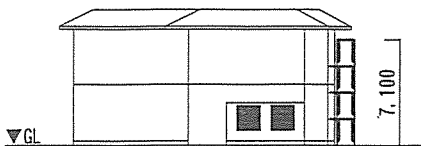
八重瀬分屯地配置図 S=1/5,000



20号建物平面図 S=1/500



20号建物東側立面図 S=1/500



20号建物南側立面図 S=1/500

件名	八重瀬(R4)20号建物足場リース	図面番号	3/3
図名	案内図・配置図・平面図	作成年月日	R5.2.1
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		